

## 平成 17 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）

### - 自主削減目標設定に係る設備補助事業 公募要領 -

環境省では、平成 17 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）により、「自主削減目標設定に係る設備補助事業」を行います。本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は以下のとおりです。

なお、補助事業として選定された場合には、

- ・二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（以下「交付要綱」という。）
  - ・自主削減目標設定に係る設備補助事業実施要領（以下「実施要領」という。）
  - ・別紙 2 「自主参加型国内排出量取引制度実施ルール」（以下「実施ルール」という。）
- に従って手続等を行っていただくこととなります。

交付要綱及び実施要領は、近日中に環境省ホームページに掲載いたします。

#### 1. 自主削減目標設定に係る設備補助事業の概要

##### 1 - 1 目的

環境省においては、温室効果ガスの費用効率的かつ確実な削減と、国内排出量取引制度に関する知見・経験の蓄積を目的として、2005 年度から、自主参加型国内排出量取引制度を実施します。

自主参加型国内排出量取引制度は、温室効果ガスの排出削減に自主的・積極的に取り組もうとする事業者に対し、一定量の排出削減約束と引換えに、省エネルギー・石油代替エネルギーによる CO2 排出抑制設備の整備に対する補助金を交付することにより支援するとともに、排出削減約束達成のために排出枠の取引という柔軟性措置の活用も可能とする、という制度です。

自主削減目標設定に係る設備補助事業（以下「設備補助」という。）は、自主参加型国内排出量取引制度に「目標保有参加者」として参加する事業者に対し、省エネルギー・石油代替エネルギーによる CO2 排出抑制設備の整備に対する補助として交付するものです。

この設備補助において採択された事業者（補助事業者）のみが、「目標保有参加者」（下記参照）として自主参加型国内排出量取引制度に参加できます。

##### 自主参加型国内排出量取引制度への参加方法について

- ・ 制度への参加には以下の 2 通りの方法があります。

###### 目標保有参加者

一定量の排出削減を約束する代わりに、CO2 排出抑制設備の整備に対する補助金と排出枠の交付を受ける参加者

###### 取引参加者

排出枠等の取引を行うことを目的として、登録簿に口座を設け、取引を行う参加者。

取引参加者に対しては、補助金及び排出枠の交付はなされません。

- ・ 今回は、設備補助の公募により、 の目標保有参加者を募集することとなります。
- ・  の取引参加者については、2005 年度後半に別途募集する予定です。 の取引参加者は今回の公募の対象ではありません。

## 1 - 2 事業の内容

### (1) 補助対象事業

- ・ 国内における、省エネルギー・石油代替エネルギーによるCO2排出抑制設備（以下「補助対象設備」という。）の整備

ただし、後述のとおり、「補助の費用効率性」を判断基準として採択するため、費用効率的なものであることが条件となります。

自主参加型国内排出量取引制度への参加は工場・事業場単位であるため、一つの工場・事業場内におけるCO2排出抑制設備であれば、複数の数・種類の設備整備も対象とすることが可能です。他方、工場・事業場が異なる場合については、工場・事業場ごとに申請を行うことが必要です。

工場・事業場の定義及び単位の考え方については、別紙2「実施ルール」の2.1参照。

### (2) 予算総額

30億円（石油及びエネルギー需給構造高度化特別会計）

### (3) 補助対象となる事業者（補助事業者）

本事業における補助事業者は、以下の事業者を対象とし、国及び地方公共団体は対象とはなりません。

- ・ 民間企業
- ・ その他環境大臣が適当と認める者

### (4) 補助対象経費

- ・ 補助対象設備の整備に係る以下の経費が対象であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限り、各費目の詳細な説明については、別表を参照ください。

- ア 本工事費
- イ 附帯工事費
- ウ 機械器具費
- エ 調査費
- オ 初期調整費
- カ その他必要な経費で環境大臣が承認した経費

### (5) 補助金の交付額

- ・ (4)の補助対象経費の総額の1/3を限度とします。
- ・ ただし、1工場・事業場当たり2億円を超えないことを原則とします（目標保有参加者の数を一定数以上確保するため）。

### (6) 設備整備の実施期間

交付決定日から2006年3月までとします。

2006年3月までを予定していた設備整備が、やむを得ない理由により結果として2006年4月以降に完成がずれ込んだ場合にも、その分の設備補助予算を繰り越すことにより、2006年度にずれこんだ工事分について2006年度に交付することも可能ではあります。

ただし、この場合にも、後述のとおり、削減対策実施年度として、2006年度1年間のCO2排出量を算定し、検証を受けていただくことが必要です（設備稼働時期による2006年度排出量の補正は行いません。）。この場合、(7)記載の「2006年度の排出削減予測量」をその分あらかじめ減らしておくといった対応も考えられますが、その分、補助の費用効率性（後述）が悪化します。

#### (7) 自主参加型国内排出量取引制度への参加

本設備補助で採択された事業者の方には、本補助金交付の条件として、「目標保有参加者」として自主参加型国内排出量取引制度に参加していただきます。

自主参加型国内排出量取引制度への参加に伴い守っていただくべきルールの詳細については、別紙2「実施ルール」に記載してありますが、その概要は以下のとおりです。

##### 1) 設備補助の公募時

設備補助の公募時に、別添1・2・3の様式に従い、以下の情報を提出いただきます。

対象となる工場・事業場

補助対象設備

対象工場・事業場における、補助対象設備等による、A. 2006年度の排出削減予測量及び B. 設備の法定耐用年数分の排出削減予測量

Aは、の基準年度排出量と2006年度の排出予測量との差。Bは、 $A \times$ 「設備の法定耐用年数」。排出削減予測量及び基準年度排出量の算定については、別紙2「実施ルール」2.4を参照下さい。

Aの算定に当たっては、対象工場・事業場内における、補助対象設備以外による排出削減効果を含めることも可能です。その場合、補助の費用効率性が改善され、採択されやすくなります。採択基準については2)参照。

法定耐用年数の異なる補助対象設備がある場合については、次のいずれかにより法定耐用年数を決めます。

ア 複数設備の耐用年数の単純平均

イ それぞれの設備が削減に果たす効果を踏まえた加重平均による耐用年数

A・Bともに、別添1の応募書類記載の数値を以後変更することはできません。

補助対象設備の整備に必要な費用 及び 補助申請額

補助の費用効率性（補助額 / 法定耐用年数分のCO2排出削減予測量）

対象となる工場・事業場における基準年度（原則として2002～2004年度）の排出量（概算値で可。後に基準年度排出量の検証を受ける際には、再計算し、修正することも可能。）

工場・事業場ごとに申請いただきます。

##### 2) 設備補助の採択基準

補助額

・補助の費用効率性 = 
$$\frac{\text{補助額}}{\text{2006年度のCO2排出削減予測量} \times \text{設備の法定耐用年数}}$$
補助の費用効率性のよいもの（= t-CO2削減当たりの補助額の低いもの）から採択することが基本。

・ただし、費用効率性は、工場と事業場（オフィス等）の二部門に分けた上で比較します（工場・事業場の定義については、別紙2「実施ルール」2.1参照）。工場と事業場が混在して1つの参加単位を形成している場合については、補助対象設備を導入するのが主として工場か事業場かにより部門を判断します。

- ・また、別添3「2006年度の年間CO2排出削減予測量の内訳」について、排出削減努力によらないと考えられる排出削減効果が、補助対象設備導入を含む排出削減努力による排出削減効果に比べて著しく大きい場合には、補助の費用効率性の判断に当たって勘案することがありえます。
  - ・事業実施主体が、破産その他の事由により、事業の適確な遂行が明らかに困難な経営状況にあると認められるものでないことが必要です。
  - ・そのほか、業種のバランスや使用する技術等を勘案することがありえます。
  - ・1事業者当たり1工場・事業所の採択を優先します（1事業者当たり2つ目の工場・事業場は、他事業者の1つ目の工場・事業場に劣後します。）。
- なお、補助の費用効率性が悪い場合には、補助総額の枠内であっても、採択しないことがあり得ます。したがって、採択のためには、CO2排出削減を積極的に見込むことが期待されます。
- 3) 補助対象設備の整備
    - ・採択された事業者（補助事業者＝目標保有参加者）は、2005年度において、補助対象設備を整備します。
  - 4) 基準年度排出量の検証
    - ・目標保有参加者は、2005年10月までに、基準年度の排出量について、環境省の委託する検証機関の検証を受けていただきます（別紙2「実施ルール」4参照）。検証委託費は環境省が支払います。
  - 5) 排出枠の交付
    - ・4)の検証を終えた目標保有参加者に対しては、2006年4月に排出枠が交付されます。
    - ・排出枠の交付量は、以下のとおりです（別紙2「実施ルール」5.1参照）。  

対象工場・事業場の基準年度の平均排出量	-	2) の「2006年度の排出削減予測量」
---------------------	---	----------------------
  - 6) 排出削減対策の実施
    - ・目標保有参加者は、2006年度において、補助対象設備を活用しつつ、排出削減に取り組んでいただきます。
  - 7) 2006年度排出量の算定と検証
    - ・目標保有参加者は、2007年4月に2006年度の排出量を算定するとともに、2007年5・6月に環境省の委託する検証機関による検証を受けていただきます。（この検証に係る費用については、2007年度予算において要求する予定）
  - 8) 排出枠の取引
    - ・排出枠は取引可能です（別紙2「実施ルール」5.2参照）。
  - 9) 排出枠の償却義務と補助金返還の可能性
    - ・目標保有参加者は、2007年6月頃に予定される償却期間内に、検証機関の検証を受けた2006年度の実排出量と同量の排出枠を、登録簿上の償却口座に移転していただきます（排出枠償却義務：別紙2「実施ルール」5.1参照）。
    - ・2006年度実排出量に対し、償却口座に移転した排出枠の量が足りない場合には、不足量に応じて、交付された補助金を返還しなければならない可能性があります（別紙2「実施ルール」5.4参照）。
    - ・目標保有参加者は、排出枠に加えて、CDMによるクレジット（CER）も活用することができます（別紙2「実施ルール」5.1参照）。

## 2. 補助金の交付等について

### (1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、選定します。応募者より提出された整備計画書（別添1・2・3に基づき作成のこと）をもとに、事務局で審査を行い補助事業者を選定し、予算の範囲内において補助金の交付を決定（内示）します。内示の時期は、5月中旬を目途とします。

整備計画書の記入に当たっては、1 - 2（7）の1)及び別紙2「実施ルール」を参照ください。また、採択基準については、1 - 2（7）の2)を参照ください。

### (2) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます。

（申請手続等は交付要綱（現在調整中）を参照していただくこととなります。）

### (3) 交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容を審査し、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

### (4) 事業の開始について

補助事業者は、環境省からの交付決定を受けた後に初めて補助事業の開始が可能となります（諸事情により早期開始が必要なものについては個別に御相談下さい）。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結する際には、以下の点に注意してください。

- ・ 契約・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- ・ 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること。
- ・ 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中（出納整理期を含む）に対価の支払い及び精算が行われること。

### (5) 補助事業の計画変更について

補助事業者は、下記のいずれかにあたる場合は、計画変更承認申請書を提出する必要があります。

- ・ 別表の第2欄の費目の区分ごとに配分された額を変更するとき。ただし、区分ごとの配分額の15%以内の流用増減を除く。
- ・ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

### (6) 実績報告及び書類審査等

補助事業が完了したときは、事業終了後30日以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を環境省あて提出していただきます。

環境省は補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

### (7) 補助金の支払い

補助事業者は、環境省から確定通知を受けた後、精算払い請求書を提出していただきます。その後環境省から補助金を支払います。ただし、必要と認められる場合には上記の方法によらない

で、交付決定した補助金の一部について補助事業の期間中に概算払いをすることができます。

(8) 取得財産の管理等

補助事業の実施により取得した財産（取得財産等）については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。なお、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

(9) 収益納付

補助事業者がこの補助事業の成果によって相当の収益を得た場合には、交付した補助金の全部又は一部を環境省に納付していただくことがあります。

(10) 補助事業者の合併・統合、名称変更又は住所変更等

補助事業者は、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降5年度を経過するまでの間において、合併・統合、名称変更又は住所変更等が生じたときは、遅滞なく環境省に報告してください。

(11) 交付決定の取消し等

次のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することがあります。この場合、交付した補助金の一部又は全部について、加算金を含め環境省に返還しなくてはなりません。

- 一 補助事業者が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令その他の法令若しくはこれに基づく大臣の処分若しくは指示又は交付要綱に違反した場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

3. 公募案内

(1) 応募方法

事業の応募に必要な書類を公募期間内に環境省へ提出していただきます。書類は封書に入れ、宛名面に「自主削減目標設定に係る設備補助事業応募書類」と赤字で明記してください。

(2) 公募期間

2005年2月21日(月)～2005年4月11日(月)17時必着

(3) 応募に必要な書類及び提出部数

整備計画書(別添1)、経費内訳(別添2)及び2006年度排出削減予測量の内訳(別添3)  
企業のパンフレット等、応募事業者の業務概要の説明資料(様式任意)  
導入する設備・技術に関する説明資料(様式任意)

の書類について、正本1部及び副本2部を提出のこと。

なお、審査過程において、必要に応じて電話及び電子メールにて別途ヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもありますので、御了承ください。

( 4 ) 提出先 ( 本件窓口 )

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1 - 2 - 2

環境省地球環境局地球温暖化対策課 担当：岡田、二宮、小笠原

TEL 03-3581-3351(代表) 内線 6781,6796 or 03-5521-8330(直通)

( 5 ) 提出方法

持参又は郵送 ( 郵送の場合は電話による御連絡も併せてお願いします。 )

別表 経費費目の細分について

1 区分	2 費 目	3 細 分	4 内 容
工事費	本工事費	<p>(工事費)</p> <p>材料費</p> <p>労務費</p> <p>直接経費</p> <p>(間接工事費)</p> <p>共通仮設費</p> <p>現場管理費</p> <p>一般管理費</p>	<p>工事を施工するのに必要な材料の費用で、買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計をいう。材料単価については補助事業者において諸種の物価版、他の類似公共事業の実績等の単価を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して適正な単価を決定して使用することとする。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金であり、賃金日額及び歩掛かりについては、類似公共事業の実績等を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して決定する。</p> <p>工事を施工するのに直接必要な経費で、特許使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、水道光熱電力料（工事を施工するのに必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、機械器具損料（工事を施工するのに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で類似の公共事業の実績等を参考に決定する。）をいう。</p> <p>以下の費用の合計額をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。</p> <p>(1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</p> <p>(2) 準備、後片付け整地等に要する費用</p> <p>(3) 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>(4) 技術管理に要する費用</p> <p>(5) 交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。</p> <p>請負業者が工事を施工するために必要な諸</p>

事務費	付帯工事費	土地造成費 搬入道路等工 事費 門、囲障等工事 費	<p>給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。</p> <p>施設整備の付帯工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費		<p>補助事業又は工事の施工に直接必要な機械器具の製作、運搬、据付等に要する経費で、経費の算定方法は本工事に準じて算出すること。</p>
	調査費		<p>工事を施工するために必要な調査、測量、試験及び設計等に要する費用</p>
	初期調整費		<p>施設及び機械器具類の円滑な運転のための試運転、調整作業に必要な経費</p>
	事務費		<p>事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、共済費、賃金、報償費、国内旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品費等をいう。</p> <p>事務費は、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>

  

号	区 分	率
1	5,000万円以下の金額に対して	6 . 5 %
2	5,000万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5 . 5 %
3	1 億円を超える金額に対して	4 . 5 %